

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	旭川市障害者福祉センター	所在地	旭川市宮前1条3丁目
設置目的	障がい者の自立及び社会参加並びに市民の健康の維持増進を促進し、もって福祉の向上に寄与する。		
規模	・敷地面積:7,110.00㎡ 建築面積:2,910.47㎡ 延床面積:5,692.41㎡ ・構造:鉄筋コンクリート造4階建 ・規模 1F～機能回復訓練室、水浴訓練室ほか2,377.72㎡ 2F～会議室1、会議室2、会議室3、和室研修室、陶芸室、体育館ほか 1,688.58㎡ 3F～映像音響スタジオ、調理室、団体事務室、相談室、印刷室、周回廊ほか 1,190.23㎡ 4F～電気室、機械室ほか 435.90㎡	設置年月日	平成14年6月30日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	特定非営利活動法人 旭川障害者連絡協議会	指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで		
指定管理業務の内容	施設の管理運営等	指定管理料(千円)	R4	155,773	千円
			R5	158,280	千円
			R6	154,003	千円
			R7	149,300	千円
			R8	152,244	千円

3 総合評価

施設所管部の評価（1次評価）	管理運営方法の見直し		
	指定期間中の導入効果及び課題	【効果】 ・施設設置目的の達成:障がい者団体が管理運営することで、障がい者の自立及び社会参加を促進するとともに、障がい者福祉の拠点施設としての役割を果たしている。 ・サービス水準の向上:障がい者団体が管理運営することで、障がい者の視点に立ったサービス提供やその意見を迅速に反映することができ、サービス水準の向上が図られている。 ・施設管理、法令の遵守等:直営時と同じ水準を維持しており、仕様書等で定めたとおりに管理している。 【課題】 ・利用者送迎シャトルバスの見直し:今後の在り方について、令和7年度行政評価(補助金評価)の結果を踏まえた検討を要する。 ・利用料金収入の増:会議室及び水浴訓練室の利用者確保に向けた取組の検討を要する。 ・老朽化への対応:開設後24年が経過し、施設及び備品などの老朽化が進んでいることから、計画的な維持管理を進める必要がある。	
		■ 指定管理者制度 □ 直営	
	今後の管理形態	理由	障がい者団体が管理運営することで、障がい者の目線に立ったサービスが実施できており、障がい者福祉の拠点施設となるなど多くの効果がある。また、事業計画に基づき適切に管理運営が行われていることなどから今後も同制度による運営が望ましい。
	指定管理者制度を継続する場合		
	選定方法	□ 公募 ■ 非公募	
	非公募の場合、その理由	同協議会は、本市の多くの障がい者団体を横断的に束ねる協議会であり、市内には同規模の類似団体はない。また、本施設の設置要望から深くかわり、開設当初から運営してきた経験があることから、障がい者雇用を確保するとともに、障がい者に寄り添ったサービス等を広く展開し、障がい者の自立及び社会参加並びに市民の健康を維持増進できている。同協議会を本施設の運営とともに育成することで、本市の障がい福祉行政の更なる推進が期待される。	
今後の改善点			
	・利用者増に向けた取組の検討 ・当該団体の基盤強化(指定管理業務以外の収入増)		
制度所管部等の評価（2次評価）	仕様書に基づき適正に管理運営されているとともに、施設運営における障害者の雇用、障害者福祉の拠点施設化など、指定管理者による管理運営のメリットが認められる。 障害者の自立及び社会参加並びに市民の健康の維持増進を促進するためには、多くの障害者団体と密接に連携するとともに、障害者に寄り添った事業を実施できる指定管理者による管理が望ましい。現指定管理者はこうした要素を備え、施設の設置以来運営に携わっている経緯と安定した管理実績があるほか、市内に同様の団体は他にないことから、現指定管理者による管理運営が適当である。 今後は施設の長寿命化対策のための計画的な保全と、管理経費削減のための運営の効率化を積極的に進められたい。		